農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４ 受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は,業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（履行報告）

第５条　受注者は，履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し，履行月の翌月５日までに監督員に提出しなければならない。

（電子納品）

第６条

１　本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

２　成果品は，紙媒体（黒金製本不要，Ａ４チューブファイル綴じ）１部と「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】（平成２１年１１月）」（以下，「業務ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で２部（正副各１部）の計３部納品すること。「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上，電子化の是非を決定すること。

　なお，ＣＡＤデータで電子納品される図面については，原図の納品は不要とする。

３　成果品の提出の際には，目視及び電子納品チェックシステム等によるチェックを行い，エラーがないことを確認した後，ウイルスチェックを実施した上で提出すること。

（本業務の特記仕様事項）

第７条　本業務の実施に際しては，別に定める「農業水利施設機能保全計画策定業務仕様書」を併せて適用する。

農業水利施設機能保全計画策定業務仕様書

第１条　適用

本仕様は，「農業水利施設機能保全計画策定業務」（以下，「本業務」という）に適用する。

第２条　業務概要

本業務は，「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月　農林水産省農村振興局）に基づき，県内の基幹的農業水利施設の維持管理及び更新等の着実な推進を目途に，中期的な取組の方向性を明らかにするために機能保全計画（長寿命化計画）を策定する。

第３条　業務対象施設

本業務の対象施設は，県営かんがい排水事業により造設され，阿波中部土地改良区が所管する伊沢第２揚水機場である。

第４条　準拠図書

インフラ長寿命化計画（行動計画）	平成26年 8月	農林水産省農村振興局
農業水利施設の機能保全の手引き ・総論 ・パイプライン ・開水路 ・ポンプ場（ポンプ設備） ・電気設備 ・水管理制御設備	 平成27年 5月 平成28年 8月 平成28年 8月 平成25年 4月 平成25年 5月 平成25年 5月	 農林水産省農村振興局 農林水産省農村振興局 農林水産省農村振興局 農林水産省農村振興局 農林水産省農村振興局 農林水産省農村振興局
農業水利施設の長寿命化のための手引き ・開水路	 平成27年11月	 農林水産省農村振興局
農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル(案) ・パイプライン ・開水路補修	 平成29年 4月 平成27年 4月	 農林水産省農村振興局 農林水産省農村振興局

第５条　業務内容

１　現地踏査，現地調査（定点調査）及び試験

施設機能の評価を行うための調査として，現地において測定する作業及びサンプリングにより室内試験を実施する作業等。※詳細は別記－１を参照

２　機能診断

対象施設における要求性能の設定及び機能低下状況の確認を行い，現況施設の問題の整理及び対策の必要箇所の設定を行う業務。

各調査結果及び評定に基づき，施設状態を的確に把握・評価を行い，将来的な施設状況の予測，更新時期の平準化及び補修・更新費用の最小化を図るための，機能保全計画の策定を行う業務。※詳細は別記－２を参照

第６条　貸与資料

本業務においては，業務の参考として必要に応じ次の資料を貸与することとしている。

１　出来高設計書

２　施設台帳

３　その他参考資料

なお，貸与資料については最善の注意を持って管理し，業務完了までに返還しなければならない。

別記－１

１－１　現地踏査及び診断調査（ポンプ設備）

作業項目	作　業　内　容
1-1-1 現地踏査	現地調査の実施手順を決定するために，事前調査で得られた情報を基に設備を踏査し，現地調査に伴う仮設の必要性等の現場条件を確認するとともに，劣化個所の位置や状態等を概略把握した上で，現地調査の実施方法や調査範囲を具体的に検討する。
1-1-2 現地調査（診断調査）概略診断調査	事前調査及び現地踏査により得られた情報を基に，目視，触覚，聴覚等の五感による判断と付属機器類の指示値や簡易計測器の測定値，日常及び定期の点検記録並びに整備，補修，操作記録等から設備の状態及び機能を確認する。

別記－２

２－１　機能診断（ポンプ設備）

作業項目	作　業　内　容
2-1-1 事前調査	設備の状況や問題点等を把握するために，関係機関から事前に既存資料の収集や聞き取り調査を行い，現地での機能診断項目を決定し，健全度評価や劣化対策等の準備をする。 なお，資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し，設備の経歴，使用環境及び地域特性等の情報を収集，整理する。
2-1-2 概略診断機能診断評価（健全度評価）	概略診断調査の結果から，施設機械設備における健全度ランクの区分に基づき，設備全体や各種装置及び部位毎の性能低下状態並びにその要因を把握し，健全度を総合的に判定する。
2-1-3 性能低下予測	設備を構成する各種装置及び部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに，設備全体としての対策実施の要否及びその時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて，将来予測（余寿命予測）を行う。
2-1-4 機能保全対策の検討（シナリオの作成）	機能診断評価の結果を踏まえ，当面必要となる機能保全対策を検討する。併せて，劣化傾向に基づき今後必要となる対策の時期や内容等を予測し，機能保全コストを算出するために対策範囲及び工法並びに実施時期の組合せを検討する。
2-1-5 機能保全コストの算定	各種診断結果による機能保全コストとして，①当面の整備に必要な費用，②今後の更新等に必要な費用（想定）及び③定期点検に必要な費用を合算し算定する。
2-1-6 機能保全計画の策定	施設機能の維持，対策実施の合理性，設備重要度との適合性及び維持管理の容易さ等を総合的に勘案し，機能保全計画を策定する。
2-1-7 農業水利ストック情報データ作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。
2-1-8 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。

別記－１

１－２　現地踏査（コンクリート構造物）

目視又は簡易な器具により施設の状況を調査，測定し記録する。

作業項目	作　業　内　容
1-2 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に，遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い，踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ，現地調査(定点調査)を行う地点及び項目等を検討する。

１－３　現地調査(定点調査)及び試験

現地調査(定点調査)及び試験により現況コンクリートの劣化状況を直接測定する。

作業項目	作　業　内　容
1-3-1 近接目視	現地踏査により決定した調査地点において，目視や簡易な器具による計測等の調査を行い，変状等を定量的に把握(ひび割れ，欠損，変形等計測及び周辺観測等を含む)するとともに，スケッチを作成する。
1-3-2 コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し，反発度を測定することで強度を推定する。
1-3-3 鉄筋探査	コンクリート供試体採取位置又ははつり調査位置の特定のため，鉄筋探査器により鉄筋位置及びかぶりの探査を行う。
1-3-4 コンクリートはつり作業	既設構造物の鉄筋等の状況がわかるようにコンクリートをはつる。
1-3-5 はつり部鉄筋調査	はつり部において鉄筋のかぶり及び腐食状況等を目視にて調査する。
1-3-6 はつり部中性化調査	はつり部において試薬を用いて発色観測を行い，中性化震度の調査を行う。
1-3-7 はつり部埋戻し	コンクリートはつり部を補修材により埋め戻す。
1-3-8 中性化深さ調査(ドリル法)	コンクリートドリルにより削孔し，その削粉を用いて中性化深さを測定する。
1-3-9 コンクリート供試体採取	中性化調査，圧縮強度試験などの試験に必要なコンクリート供試体をコアボーリングマシンにより採取する。
1-3-10 コンクリート供試体採取部埋戻し	コンクリート供試体採取部を補修材により埋め戻す。

※　「1-3-4 コンクリートはつり作業」から「1-3-7 はつり部埋戻し」の作業項目については，事前調査及び現地踏査の結果により必要に応じて実施する。

別記－２

２－２　機能診断（コンクリート構造物）

作業項目	作　業　内　容
2-2-1 業務準備	調査対象施設の周辺地形，現況及び諸施設について調査し，業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。
2-2-2 事前調査 2-2-2-1 資料調査	施設完成時の設計図書，施設管理記録及び地域特性に係る資料等を収集，整理し診断評価の基礎材料とする。
2-2-2-2 問診調査	施設管理者等から日常利用における操作等の不具合，変状箇所，事故履歴及び補修履歴等について聞き取り調査を行い，施設機能に関する課題や問題点を把握，整理する。
2-2-3 施設機能の検討	事前調査を基に，安全性，水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し，診断の重点を設定するほか，要求機能を満足するための要求性能を設定する。
2-2-4 施設の重要度評価	事前調査及び現地踏査結果を基に，施設の重要度を評価する。
2-2-5 性能低下要因の推定	事前調査及び現地踏査結果を基に，性能低下の推定を行う。また，環境（水質又は周辺環境）条件による性能低下の可能性の有無を推定する。
2-2-6 水利・水理機能検討	現況の概略水利並びに水理機能の検討を行う。
2-2-7 構造検討	荷重条件の変化及びコンクリート推定強度において，変状が確認された構造物について現状の強度及び荷重条件での概略構造計算を行い，施設の安全性について検証を行う。
2-2-8 現地調査（定点調査）計画の作成	事前調査，現地踏査及び施設の重要度評価等を勘案し，現地調査（定点調査）の範囲及び調査地点の密度並びに調査手法を設定する。
2-2-9 詳細調査計画立案	詳細調査が必要な施設について調査計画の立案を行う。
2-2-10 健全度評価	調査結果に基づき，調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。
2-2-11 性能低下予測	性能低下要因推定結果及び健全度判定結果等を踏まえ，現況施設の性能判定を行うとともに，性能管理指標を選定し，現地条件に適合する性能低下予測手法により，性能低下予測を行う。
2-2-12 管理水準の設定	性能低下予測の結果を基に，構造の安全率，施設の重要度及び経済性を踏まえ，各施設の管理水準を設定する。
2-2-13 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し，それぞれの工法について実施時期及び範囲を組み合わせて対策シナリオを複数作成する。
2-2-14 機能保全計画コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し，比較する。（コスト算定のために必要な数量計算，設計図面作成を含む。）

作業項目	作　業　内　容
2-2-15 機能保全計画の策定	機能保全コストの最小化を基本とし，施設重要度を踏まえたリスクや環境との調和，維持管理の容易さ等多様な側面を総合的に検討し，機能保全計画を策定する。 なお，状況監視等を継続する必要があると認められる施設については，経年変化状況把握のための施設監視計画を作成する。
2-2-16 農業水利ストック情報データ作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。
2-2-17 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。